

県立おだわら諏訪の原公園第2期・第3期の早期整備促進及び開園に向けた意見書

県立おだわら諏訪の原公園（小田原西部丘陵公園）は、「ふるさとふれあい公園」を計画のテーマに、身近な里山の自然や生活文化とのふれあいを通じ、遊びながら学び、発見する喜びが体験できる公園として、平成9年に都市公園として都市計画決定された全体面積69.2ヘクタールの県立公園である。

神奈川県では、当初、平成23年度の全面開園を目標に当公園を3工区に分けて整備することとし、第1期事業区域の約17.2ヘクタールについて、平成10年度から着手し、平成26年度末での進捗としては、約15.4ヘクタールの整備にとどまっている。

そして第2期事業区域の約25.5ヘクタールについては、平成24年度から平成25年度にかけて境界立会い・用地測量を実施し、地元地権者等の協力により終了しているが、財政事情等によりその後の事業進捗が遅延している状況の中で、具体的な事業計画を策定する基本計画が進められていないのが現状と聞き及んでいる。

この一方で、当公園計画地に関わる地権者は、高齢化や後継者不足といった問題を抱えながらも長年、果樹園等の畑を耕作してこられたが、公園用地の指定後は、耕作意欲の減退により、農地の荒廃化が進行するとともに、有害鳥獣の近隣住宅地への出没による生活被害も危惧されるところである。

こうした状況において神奈川県では、平成26年3月に「未病を治す」をキーワードに「県西地域活性化プロジェクト」を策定され、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、神奈川をアピールすることを目標に取り組んでいくとともに、県立おだわら諏訪の原公園を「ヘルスケアパーク」と位置付け、活用を図ろうとしている。

また、当市においても平成27年5月に「広域避難所2次施設」及び「風水害等避難所」として地域防災計画に位置付けるとともに、「災害時における避難施設としての使用に関する協定書」を締結している。

以上のことから、県立おだわら諏訪の原公園を、憩いの場、青少年の教育の場、防災施設の場等として、より一層の活用を図ることが必要であることから、第3期事業区域までの早期の整備及び開園を要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月2日

小田原市議会

神奈川県知事
黒岩祐治 殿